

○松阪市木造住宅耐震補強等事業費補助金交付要綱

平成17年7月1日告示第311号

改正

平成18年4月7日告示第107号
平成19年5月1日告示第191号
平成20年6月6日告示第224号
平成21年6月30日告示第226号
平成23年5月2日告示第196号
平成23年9月30日告示第268号
平成25年4月22日告示第141号
平成26年4月24日告示第276号
平成29年4月24日告示第308号
平成31年2月22日告示第23号
平成31年4月1日告示第128号
令和3年4月1日告示第196号
令和6年10月3日告示第296号

松阪市木造住宅耐震補強等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、耐震改修促進計画（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第5条第1項の都道府県耐震改修促進計画及び耐震改修促進法第6条第1項の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画をいう。）に基づき、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、木造住宅耐震補強等補助事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて松阪市補助金等交付規則（平成17年松阪市規則第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業

松阪市木造住宅耐震診断等事業実施要綱（平成17年松阪市告示第254号）第3条に定める建築物の耐震補強工事等への補助事業をいう。

(2) 旧基準木造住宅

松阪市木造住宅耐震診断等事業実施要綱第3条に定める建築物をいう。

(3) 木造住宅耐震診断

次のいずれかにより、診断したものをいう。

ア 松阪市又は合併以前の旧市町（旧松阪市、旧嬉野町、旧三雲町、旧飯南町、旧飯高町）において実施した木造住宅耐震診断事業で補助を受けて診断したも

の。

イ 建築士法に基づく登録を受けた建築士事務所に所属し、三重県が後援又は一般財団法人日本建築防災協会が主催する木造住宅耐震診断講習を受講し、修了した者（以下「受講耐震診断者」という。）が、三重県木造住宅耐震診断マニュアル（一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」準拠）又は一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」（以下「三重県木造住宅耐震診断マニュアル等」という。）の一般診断法、若しくは精密診断法1に基づいて実施したもの。

ウ 「住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）」（令和6年1月30日付国住市第40号）に基づく旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票（様式第1－3号）により調査を実施したもの。

(4) 耐震補強設計

旧基準木造住宅の地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強に関する設計とする。

(5) 耐震補強工事

旧基準木造住宅の地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強に関する工事で、耐震補強設計を反映したものをいう。

(6) 耐震基準

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4に規定する基準又は耐震改修促進法第17条第3項第1号に基づき国土交通大臣が定める基準（平成18年国土交通省告示第185号「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準」）をいう。

(7) 評点

三重県木造住宅耐震診断マニュアル等による評点。

(8) リフォーム工事

住宅の機能や性能を向上させるため、住宅及び住宅の一部を修繕・補修・模様替え又は更新などを行う改修工事をいう。

(9) 除却工事

旧基準木造住宅の地震発生時の倒壊による隣接する建築物への被害防止や避難路の確保を目的として行う木造住宅の除却工事をいう。

（補助対象）

第3条 前条第5号に定める事業の補助対象は、次の要件に該当するものとする。

- (1) 対象区域は、市長が定める防災上必要な区域とする。この場合において、防災上必要な区域とは、住宅の戸数が1ha当たり10戸以上の建て込んだ区域、又は指定された避難路（指定見込みの避難路も含む。）沿いとする。
- (2) 補助対象者は、補強の対象となる旧基準木造住宅を所有している者とする。
- (3) 対象工事は、前条第3号ア又はイにより耐震診断を行い、三重県木造住宅耐震

- 診断マニュアル等の評点が0.7未満と診断された旧基準木造住宅について、評点を1.0以上とする（現行の耐震基準を満たすようにする。）耐震補強工事とする。
- (4) 前号の工事に係る耐震補強設計の評点については、受講耐震診断者が診断したものであり、かつ、複数の受講耐震診断者による団体の判定会又は複数の受講耐震診断者の判定を受け、適切であると判断されたものとする。
- (5) 前号の規定にかかわらず、一般財団法人日本建築防災協会が発行する「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく診断方法のうち、前条第3号ア又はイ以外の診断方法により診断を行う場合には、第3号の工事に係る耐震補強の評点については、受講耐震診断者が診断したものであり、かつ、学識経験者を含む判定会を受け、適切であると判断されたものとする。
- (6) 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年国官会第2317号）第Ⅱ編イ－16－（12）－①に定める住宅の耐震改修に関する事業の要件に該当するものとする。
- 2 前条第8号に定める工事の補助対象は、次に掲げるもの以外のものとする。
- (1) 耐震補強工事
- (2) 建物でない外構工事
- (3) 容易に取り外しができるものを設置する工事
- (4) 建設業者で調達しない設備機器等を設置する工事
- (5) 他の公的補助金、利子補給、介護保険から支給される工事
- 3 前項に掲げる工事は、第1項に規定するものと併せて行うもので、県内に本店、支店、営業所を有する建設業者によるものでなければならない。
- 4 前条第9号に定める工事の補助対象は、前条第3号ア又はイにより耐震診断を行い、三重県木造住宅耐震診断マニュアル等の評点が0.7未満と診断されたもの、又は、前条第3号ウの調査により一見して倒壊の危険性があると判断されたもので、次のいずれかに該当する工事とする。
- (1) 外壁から敷地境界線までの距離が、平屋の場合2m以内、2階建て以上の場合4m以内に建てられている住宅であること。
- (2) 県が平成18年3月に行った密集市街地基本方針策定業務において三重県密集市街地として位置づけた区域内であること。
- （補助金の額）

第4条 耐震補強工事に係る1棟当たりの補助金額は次に掲げる額とする。

- (1) 補助金の経費の対象及び補助額は、次の表に掲げる額とする。

経費の対象	補助金額
所有者が行う第3条第1項に該当する木造住宅の耐震補強工事に要する経費への補助	1棟当たりの耐震補強工事に要する経費（当該額が157万5千円を超えるとときは157万5千円とする。）

所有者が行う第3条第2項に該当する木造住宅のリフォーム工事に要する経費への補助	1棟当たりのリフォーム工事に要する経費の3分の1（当該額が20万円を超えるときは20万円とする。）
所有者が行う第3条第4項に該当する木造住宅の除却工事に要する経費への補助（令和2年度以前に木造住宅耐震診断を完了している家屋に限る）	1棟当たりの除却工事に要する経費の3分の2（当該額が30万円を超えるときは30万円とする。）
所有者が行う第3条第4項に該当する木造住宅の除却工事に要する経費への補助（令和3年度以降に木造住宅耐震診断を完了している家屋に限る）	1棟当たりの除却工事に要する経費の23%以内（当該額が30万円を超えるときは30万円とする。）

(2) 前号で定める補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金交付申請及び交付決定）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木造住宅耐震補強等事業費補助金交付申請書【補強工事及びリフォーム工事】（様式第1号）又は木造住宅耐震補強等事業費補助金交付申請書【除却工事】（様式第1-2号）に別に定める関係書類を添付して市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合において、申請に係る書類を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付額を決定し、木造住宅耐震補強等事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定の際に、申請者に必要な条件を別に定めることができる。

（中間検査）

第6条 市長は、前条の補助金交付決定通知の後、必要があると認められる場合には、当該工事現場に立ち入り、検査を行うことができる。

2 市長は、前項の検査を行った結果、工事が適切に行われていないと認められる場合において、補助申請者に対し、工事を適切に行うべきことを命ずることができる。この場合において、補助申請者が当該命令に従わないときは、市長は、前条の補助金交付決定を取り消すことができる。

（計画の変更等）

第7条 申請者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ木造住宅耐震等補助事業計画変更承認申請書（様式第3号）に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 施工箇所及び施工方法の変更

(2) 補助金の交付額の変更

2 市長は、前項の申請を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、木造住宅耐震補強等補助事業計画変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難な場合は、速やかに木造住宅耐震補強等補助事業計画遅延等報告書（様式第5号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を確認し、指示書（様式第6号）により申請者に指示するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 申請者は、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、木造住宅耐震補強等補助事業計画廃止（中止）届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告）

第9条 申請者は、当該補助事業が完了したときは、木造住宅耐震補強等補助事業完了実績報告書（様式第8号）に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の書類は、補助事業の完了したときから起算して30日を経過した日又は事業の完了の日の属する会計年度の3月20日（当該日が休日等の場合は、その日以後において最も近い休日等でない日）のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

（完了検査）

第10条 市長は、前条の規定による様式第8号の提出があった後、必要があると認められる場合には、当該現場に立ち入り、検査を行うことができる。

2 市長は、前項の検査を行った結果、工事が適切に行われていないと認められる場合において、補助申請者に対し、不適切な部分を改善するよう命ずることができる。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、第9条の規定により完了実績報告を受けた場合において、完了実績報告書等の書類を審査のうえ、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、木造住宅耐震補強等事業費補助金交付確定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 申請者は、前条の確定通知を受けた日から起算して10日以内に木造住宅耐震補強等事業費補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者が前項の補助金を請求するに当たり、その請求及び受領について、木造住宅耐震補強等補助事業を実施した事業者（以下「工事事業者」という。）に委任する場合は、木造住宅耐震補強等事業費補助金交付請求書に、代理請求及び代理受領委任状（様式第11号）を添付しなければならない。この場合において、前項中「申請者は」とあるのは、「工事事業者は」と読み替えるものとし、市長は適切な請求を受けた場合は委任を受けた工事事業者に補助金を支払うものとする。

(補助金の決定の取消し等)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、取消しの決定の日から期限を定めてその返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。
- (3) 第10条第2項に規定する命令に従わないとき。

2 市長は、前項の規定に基づく取消しを行った場合は、その旨を木造住宅耐震補強等事業費補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、補助金申請者に対し通知するものとする。

(書類の整理等)

第14条 この補助金を受けた者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し補助金の交付を受けた年度終了後から5年を経過するまでの間保管しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成18年4月7日告示第107号）

この告示は、公表の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年5月1日告示第191号）

(施行期日)

1 この告示は、平成19年5月2日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の前日までに、改正前の松阪市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱に基づき補助を受けて耐震診断を実施した住宅についての、本要綱第3条第3号の適用については、旧三重県木造住宅耐震診断マニュアルによることができるものとする。

附 則（平成20年6月6日告示第224号）

この告示は、公表の日から施行し、平成20年5月1日から適用する。

附 則（平成21年6月30日告示第226号）

この告示は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成23年5月2日告示第196号）

この告示は、公表の日から施行し、平成23年度分予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成23年9月30日告示第268号）

(施行期日)

1 この告示は、平成23年10月3日から施行する。

(補助金の額の加算)

- 2 この告示の施行の日以後に補助金の交付決定を受けた者に対して交付する補助金の額については、当分の間、第4条第1項の表の①により算出した額に30万円（補助対象経費から同表の①と②により算出した額を差し引いた額が30万円未満のときはその額）を加算して交付するものとする。〔←平成25年松阪市告示第141号により、当該三重県による30万円上乗せ措置を廃止〕

附 則（平成25年4月22日告示第141号）

この告示は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成26年4月24日告示第276号）

この告示は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成29年4月24日告示第308号）

この告示は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（平成31年2月22日告示第23号）

この告示は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日告示第128号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第196号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和6年10月3日告示第296号）

この告示は、公表の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月26日告示第106号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先） 松阪市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

木造住宅耐震補強等事業費補助金交付申請書【補強工事及びリフォーム工事】

耐震補強等を行いたいので、松阪市木造住宅耐震補強等事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

なお、同要綱第3条第1項各号に定める対象住宅、対象工事を実施することを確認するために、市が住民基本台帳、戸籍台帳、固定資産台帳、外国人登録原票、建築確認申請等について照合を行うことに同意します。

記

住 宅 の 概 要	住宅の所在地	松阪市 町 番地		
	住宅の種類	専用住宅・併用住宅・共同住宅・長屋・（ ）		
	建築年月	年 月着工、 年 月完成		
	階数	階	延べ床面積	m ²
	併用住宅の住宅以外の面積			m ²

工 事 費 等	予定工期	年 月 日～ 年 月 日
	総工事費	円
	耐震補強工事に要する経費	円
	【耐震補強工事】補助申請額	円
	リフォーム工事に要する経費	円
	【リフォーム工事】補助申請額	円
	補助申請額	円

※添付書類

- (1) 工事見積書（補助対象部分と対象外部分を明確にしたもの）
- (2) 耐震診断結果報告書
- (3) 耐震補強計画書（判定書を含む。耐震補強の場合に限る。）
- (4) 上記（3）を作成した者が受講耐震診断者であることを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第1-2号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

木造住宅補強等事業費補助金交付申請書【除却工事】

除却工事を行いたいので、松阪市木造住宅耐震補強等事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

なお、同要綱第3条第1項各号に定める対象住宅、対象工事を実施することを確認するために、市が住民基本台帳、戸籍台帳、固定資産台帳、外国人登録原票、建築確認申請等について照合を行うことに同意します。

記

住宅の概要	住宅の所在地			
	住宅の種類	専用住宅・併用住宅・共同住宅・長屋・（ ）		
	建築年月	年 月 着工、 年 月 完成		
	階数	階	延べ床面積	m ²
	併用住宅の住宅以外の面積			m ²

工事費等	予定工期	年 月 日～ 年 月 日
	総工事費	円
	除却工事に要する経費	円
	【除却工事】補助申請額	円

※添付書類

- (1) 工事見積書（補助対象部分と対象外部分を明確にしたもの）
- (2) 耐震診断結果報告書または容易な耐震診断調査票（様式 1-3 号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

本申請にあたり、除却工事を行う対象家屋について、抵当権の設定がないことを確認しました。

氏名 _____

様式第1－3号（第2条関係）

旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票

調査日時： 年 月 日 午前 ・ 午後 時

調査者氏名：

I）建築物の概要

1．建築物の所有者：

2．建築物の所在地：

3．階数 ：

4．居住の有無 ：

II）前提条件の確認（いずれも必須）

チェック欄

木造住宅である	
昭和56年5月31日以前に新築工事を着手した	

III）一見して倒壊の危険性があると判断できる項目

（1以上ある場合は倒壊の危険性があると判断）

建物全体	全体又は一部に崩壊がある	
	全体又は一部に傾斜や変形がある	
地盤・基礎	地盤沈下が生じている	
	基礎がコンクリート以外（玉石、石積み、ブロック等）である	
	基礎がコンクリートであり、ひび割れや欠損が見られる	
老朽・腐朽	柱、梁、壁、土台等の構造部に白蟻の被害がある	
	柱、梁、壁、土台等の構造部に腐朽が見られる	
	柱、梁、壁、土台等の構造部に損傷や欠損が見られる	

第 年 月 日 号

様

松阪市長



木造住宅耐震補強等事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の住宅に関する木造住宅耐震補強等事業費補助金交付申請書を審査したところ、適当と認められるので、松阪市木造住宅耐震補強等事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
内訳（ 耐震補強等工事分 円 ・ リフォーム工事分 円 ）
- 2 住宅の所在地 松阪市 町 番地
- 3 住宅の種類 専用住宅・併用住宅・共同住宅・長屋・（ ）
- 4 その他 補助金交付申請書のとおり

（1）申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等の関係書類を整理しなければならない。

（2）帳簿及び領収書等関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了5年を経過するまでの間は保管しなければならない。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

（宛先） 松阪市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震補強等補助事業計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震補強等事業の計画を下記のとおり変更したいので、松阪市木造住宅耐震補強等事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 住宅の所在地 松阪市 町 番地
- 2 住宅の種類 専用住宅・併用住宅・共同住宅・長屋・()
- 3 変更事項
 - (1) 施工箇所及び施工方法の変更
 - (2) 補助金額の変更
 - (3) その他

※添付書類

- ・工事見積書（変更箇所を示したもので、補助対象部分と対象外部分を明確にしたもの）
- ・変更前の工事契約書の写し
- ・変更後の耐震補強計画書（必要な場合に限る。）
- ・その他変更内容が判断できる書類

様式第4号（第7条関係）

第 年 月 日 号

様

松阪市長



木造住宅耐震補強等補助事業計画変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の住宅に関する木造住宅耐震補強等事業計画変更承認申請書を審査したところ、適当と認められるので、松阪市木造住宅耐震補強等事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 住宅の所在地 松阪市 町 番地
- 2 住宅の種類 専用住宅・併用住宅・共同住宅・長屋・()
- 3 変更後の補助金交付決定額 円
内訳 (耐震補強等工事分 円 ・ リフォーム工事分 円)
- 4 その他

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

（宛先） 松阪市長

報告者 住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震補強等補助事業計画遅延等報告書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震補強等補助事業の計画について、下記のとおり事業の遅滞が生じたので、松阪市木造住宅耐震補強等事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定により報告します。

記

- 1 住宅の所在地 松阪市 町 番地
- 2 住宅の種類 専用住宅・併用住宅・共同住宅・長屋・（ ）
- 3 遅滞等の内容
- 4 遅滞等の理由

様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

松阪市長



指 示 書

年 月 日付けで報告のありました下記の住宅に関する木造住宅耐震補強等補助事業計画遅滞等報告書について松阪市木造住宅耐震補強等事業費補助金交付要綱第7条第4項の規定により、下記のとおり指示します。

記

- 1 住宅の所在地 松阪市 町 番地
- 2 住宅の種類 専用住宅・併用住宅・共同住宅・長屋・（ ）
- 3 指示の内容

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

（宛先） 松阪市長

届出者 住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震補強等補助事業計画廃止（中止）届

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震補強等補助事業の計画について、下記のとおり廃止（中止）したいので、松阪市木造住宅耐震補強等事業費補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

記

- 1 住宅の所在地 松阪市 町 番地
- 2 住宅の種類 専用住宅・併用住宅・共同住宅・長屋・（ ）
- 3 廃止（中止）の理由

年 月 日

（宛先） 松阪市長

報告者 住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震補強等補助事業完了実績報告書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた木造住宅耐震補強等事業の計画について、下記のとおり事業が完了したので、松阪市木造住宅耐震補強等事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により報告します。

記

- 1 住宅の所在地 松阪市 町 番地
- 2 住宅の種類 専用住宅・併用住宅・共同住宅・長屋・（ ）
- 3 完了の年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - （1） 工事契約書及び領収書の写し
（補助金の請求及び受領について委任する場合にあっては、「領収書の写し」を「木造住宅耐震補強等補助事業に要した費用から補助金額を差し引いた金額の領収書の写し」とする）
 - （2） 施工箇所毎の施工中及び完了時の写真
 - （3） 三重県木造住宅耐震診断講習を受講した者の確認を証するもの
（当該報告書兼用：下段による）
 - （4） その他、市長が必要と認める書類

耐震性能の確認（耐震補強工事の場合に限る。）

本件の木造住宅耐震補強等補助事業は、耐震補強計画に基づき工事が完成されたことを確認し、補強後の耐震評点が1.0以上であることを証します。

工事監理者等 氏名

印

様式第9号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

松阪市長



木造住宅耐震補強等事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで決定した補助金の交付について下記のとおり確定したので、
松阪市木造住宅耐震補強等事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

記

- 1 住宅の所在地 松阪市 町 番地
- 2 住宅の種類 専用住宅・併用住宅・共同住宅・長屋・()
- 3 交付決定額 円
内訳 (耐震補強工事分 円 ・ リフォーム工事分 円)
- 4 交付確定額 円
内訳 (耐震補強工事分 円 ・ リフォーム工事分 円)

様式第10号（第12条関係）

年 月 日

（宛先） 松阪市長

請求者 住 所
氏 名
電話番号

木造住宅耐震補強等事業費補助金交付請求書

木造住宅耐震補強等事業費補助金として、松阪市木造住宅耐震補強等事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 住宅の所在地 松阪市
- 2 住宅の種類 専用住宅・併用住宅・共同住宅・長屋・（ ）
- 3 請求額 円
- 4 振込先

振込先金融機関名	金融機関名	銀行	本店 支店
		農協 漁協	本店 支店
	預金の種類	普通 ・ 当座(該当を○で囲む)	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

様式第11号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）松阪市長

申請者（委任者）

住 所

氏 名

㊞

電話番号

代理請求及び代理受領委任状

年 月 日付け第
強等事業費補助金（金

号により補助金交付確定の通知を受けた木造住宅耐震補
円）の請求及び受領について、下記の者に委任します。

記

受任者（工事事業者） 所 在 地
会 社 名
代表者名

㊞

（お願い）

・委任者の方へ

この委任状は、補助金の額の確定後に受任者へお渡しください。

・受任者の方へ

この委任状は、補助金を請求する際に必要となりますので、必要事項を記入し、押印の上、「木造住宅耐震補強等事業費補助金交付請求書」と併せて提出してください。

様式第12号（第13条関係）

第 年 月 日 号

様

松阪市長



木造住宅耐震補強等事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定の通知をした木造住宅耐震補強等事業費補助金について、松阪市木造住宅耐震補強等事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり交付決定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

なお、既に交付した補助金 円については、同条第1項の規定により、 年 月 日までに返還してください。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付済額 | 円 |
| 3 | 取消額 | 円 |
| 4 | 返還額 | 円 |
| 5 | 取消しの理由 | |